

〜知っ得情報〜



消費生活の心得 36

身に覚えのない商品が届いたら
代引きによるトラブルに注意しましょう！

《相談内容》

インターネット通信販売の会社から、私宛てに代金引換(代引き)で荷物が届いた。外出していたため、家族が代わりに代金を支払い、荷物を受け取った。注文した覚えはなかったが、念のため開封して中身を確認した。やはり頼んだ覚えのない商品だったため、支払った代金を返金してほしい。

(20代男性)

《アドバイス》

頼んだ覚えのない商品を受け取り、代金を支払ってしまった場合は早急に発送元に連絡し、注文していないことを伝えて返品・返金の交渉をしましょう。また、荷物を開封すると返品ができなくなる場合もあるため、安易に開封しないようにしましょう。
注文した覚えのない商品が代引きで自宅に届いたときには、次のことに気を付けましょう。

●宅配業者に「受け取りません」と伝え、受け取りを拒む

家族の間で、「代引きで商品を注文した場合は金額と商品名を共有する」「誰が注文したか分からない商品は受け取らない」などのルールを決めておきましょう。

●仮に商品を受け取っても、代金を支払わない注文していない商品が届いた場合は、受け

人権標語

(小学6年生の作品)

ゆるさない 差別をする人 見過ごす人

消費生活の困り事はこちらへ
消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員と一緒に解決策を考えます。
気軽に相談してください。

時 20日を除く月～金曜日 9時～12時、
13時～16時

所 市役所本庁3階
※電話相談も可。

【巡回相談】

時 13日(金)・19日(木)
・27日(金) 14時～16時

所 本郷・久井・大和支所(要申し込み)

申 相談日の前日までに消費生活センターへ



取った後でも売買契約は成立していないため、代金を支払う必要はありません。もし支払ってしまった場合は、早急に販売・発送元に連絡しましょう。代引きではない場合、後日クレジットカード会社から請求がある恐れがあるため、カードの利用明細を小まめに確認し、不正な請求があった場合はカード会社に連絡しましょう。

●海外から届いた商品の場合は安易に返送しない

偽物のブランド品などは、関税法の規定により、海外へ輸出してはいけません。商品を返送する場合は、返送しても問題がない商品か確認しましょう。

児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館 (☎☎兼用0848・67・1123)
※申し込みは5日(木)からです。

教えて助産師さん

時 11日(水)

10時30分～11時30分

テーマ 子どもの感性を高める親の関わり方

対 17歳までの子の保護者

※子の同伴可。定20人(要申し込み)

高校生とクッキング&勉強会

時 20日(金・祝) 10時30分～15時

所 市民福祉会館2階

内 カレー作りと勉強会

対 小学1年生～17歳の子

定 16人(要申し込み) 料 200円

用 エプロン、三角巾、タオル、布巾2枚、マスク、米1/2合、勉強道具

自然木の工作

時 22日(日) 10時～12時

対 5歳児以上と

保護者

定 20人(要申し込み)

料 100円



おひさまる〜む

時 26日(木)

10時30分～11時30分

内 ゲームや読み語りなど

対 17歳までの子(申し込み不要)

※未就学児は保護者同伴。



高校生と一緒に！外国の食文化をまなぼう

時 28日(土) 10時30分～13時30分

所 市民福祉会館2階

内 ミートパイ作り

対 小学生 定16人(要申し込み)

料 400円

用 エプロン、三角巾、布巾2枚、マスク

高校生と一緒に！えいごであそぼう

時 30日(月)

10時30分～12時30分

所 市民福祉会館5階

内 カードゲーム、ジェスチャーゲームなど

対 小学生

定 30人(要申し込み)

※開館時間は10時～17時30分です。火曜日は休館日です。